

# 板橋区通学路安全推進連絡会設置要領

平成27年2月9日

教育長決定

(設置目的)

第1条 板橋区の小学校における通学路の安全確保に向けた取組を効果的に行うため、板橋区通学路安全推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 通学路安全プログラムに関すること。
- (2) 通学路の危険箇所の把握に関すること。
- (3) 通学路の危険箇所に対する対策に関すること。
- (4) 登下校時の防犯に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、通学路の安全対策として必要と認めること。

(構成)

第3条 連絡会は、次の職にあるものを委員とし、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 教育委員会事務局地域教育力担当部長
- (2) 教育委員会事務局指導室長
- (3) 教育委員会事務局地域教育力推進課長
- (4) 土木部管理課長
- (5) 土木部土木計画・交通安全課長
- (6) 危機管理部防災危機管理課長
- (7) 板橋区立小学校校長会代表校長
- (8) 板橋区立小学校PTA連合会代表
- (9) 板橋警察署交通課交通規制係長
- (10) 板橋警察署生活安全課少年第一係長
- (11) 志村警察署交通課交通規制係長
- (12) 志村警察署生活安全課少年第一係長
- (13) 高島平警察署交通課交通規制係長
- (14) 高島平警察署生活安全課少年第一係長
- (15) 国土交通省東京国道事務所万世橋出張所長
- (16) 東京都第四建設事務所補修課長

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第5条 連絡会に委員長及び副委員長を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長は、教育委員会事務局地域教育力担当部長をもって充てる。

3 副委員長は、教育委員会事務局地域教育力推進課長をもって充てる。

4 委員長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、関係者その他会議運営等に関し必要な者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 連絡会は、専門的事項について協議する部会を置くことができる。

2 部会員は、委員長が必要と認める者をもって充てる。

3 部会に部会長を置き、地域教育力推進課長をもって充てる。

4 部会は、部会長が招集する。

5 部会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

(1) 第2条に掲げる事項

(2) 連絡会に提出する付議案件

(3) その他、連絡会の運営について委員長が必要と認めた事項

(庶務)

第8条 連絡会の庶務は、教育委員会事務局地域教育力推進課が処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年2月10日から施行する。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行する。(平成28年7月6日教育長決定)

付 則

この一部改正は、決定の日から施行する。(令和元年5月13日教育長決定)

付 則

この一部改正は、決定の日から施行する。(令和2年3月31日教育長決定)

付 則

この一部改正は、決定の日から施行する。(令和3年3月18日教育長決定)